

女性限定農機具講習会

好評の女性限定農機具講習会を4月20日、太田地区で実施しました。市内から参加した20名は、株みちのくクボタなどの農機具メーカーの指導のもと、トラクタ、耕うん爪、管理機、刈払機の4つを巡回して講習。刈払機では、混合油のつくり方や刃の取り替え方も教わり、これから自分でできるようにと真剣に取り組んでいました。また管理機も様々な種類が用意され、実習しながら、それぞれの性能や取り回しを体感していました。今回は「これから農業を自分でやりたい」という女性も参加しており、若い女性の農業への関心の高さを伺えました。講習会は、10月にも開催を予定しています。(12頁参照)



農地の日 7月15日



農地法制定60周年を記念して平成24年から定められている「農地の日」。農業委員会では、これに合わせ、7月14日(金)石鳥谷町南寺林地内の荒廃農地で刈払作業を行いました。当日は、28名の委員が参加し、農業者の高齢化や後継者不足などで10年ほど前に耕作が放棄された約50aの田んぼで雑草を刈り払い、チーンソーで柳などを伐採しました。刈払作業は、今年で2年目となります。昨年実施した圃場は、現在(農)中寺ファームが借り受け、大豆を作付しています。今後も農業委員自ら活動を継続し、耕作放棄地の減少に貢献していきたいと思

(農)中寺ファーム 代表理事 古館 良介
経営内容：水稲 44ha、大豆 23ha、
小麦 18ha、玉ねぎ 23a

農地パトロール

7月3日から11日まで、優良農地の確保と有効利用、荒廃、違反転用の発生防止などを図るため、市内を12の区域に分け、「農地パトロール」(利用状況調査)を実施しました。今年も、市議会議員2名も参加し、農業委員と市農政課および農業委員会事務局職員が、荒廃農地の発生状況や違反転用がないかなどを確認しました。高齢化・兼業化が進み、農地の維持管理がたいへんな時代ですが、農地を荒らさないための制度は様々あります。自分の農地だからといって一人で抱え込まず、困ったことがあれば地元の農業委員に相談してください。貸借や売買、作業受委託、中間管理事業など、どうしたら農地を適切に維持管理しているのか、みんなで知恵を出し合いながら、良い解決方法を探していきたいと思います。



市内農業法人リスト

地区	おもな作物	法人名
花巻	米、麦、大豆、雑穀	(有)すぐね・(農)みずほ・(農)外台宮農組合
宮野目	米、麦、大豆、野菜	(有)ナック・(有)夢農業新屋農園・(農)遊新 (農)農プロ上似内・(農)にしに・(農)下似内ファーム (農)イー八東部銀河・(農)たちから
矢沢	米、麦、大豆、ハトムギ、雑穀、野菜	(有)あぐりらんど高松・(有)岩手銀河村・(農)さらき (農)胡四王みらい・(農)NYTファーム (同)高橋農園
	果樹(加工、販売)	(有)菅原ぶどう園
	野菜、漬物、惣菜	(有)押切食品
湯口	花き	(有)岩手園芸
	米・麦・大豆・そば・野菜	(株)救世農法会・はなまき農産(株)・裕行ファーム(株) (農)なべくら・(株)フロンティア上根子上 (株)アドバンス・(農)中根子・(農)湯の郷
湯本	花き	(株)誠花園
湯本	米、麦、大豆、雑穀、ハトムギなど	(有)鍋割川ユニオン・(農)みどり・(農)五郎城 (農)八坂・(農)成和農園・(農)ゆもとファーム (農)桐ノ目生産組合
太田	米・麦・大豆・ハトムギ・野菜・花き	(有)トージロー・(有)茨久保・(農)柴林ファーム (農)姥中・(農)アグリせいなん (株)西部開発農産・(農)リアル・(農)坂杉 (有)佐々木農園・(株)耕野(コウヤ)・(農)HHA 泉畑
笹間	米・麦・大豆・野菜	(株)阿部総業・(株)ヤマト農産・(株)ノリスプロダクツ (農)藤根中部農産・(有)盛川農場
	米、乳牛	(有)アグリファイン
	野菜	イオンアグリ創造(株)
石鳥谷	米、麦、大豆、ハトムギ、そば、野菜、加工野菜	(有)板垣農場・(株)みちのく伊藤ファーム (農)とみさわ・(同)葛丸ファーム (同)NNFS・(農)米斗利ファーム・(農)西八重畑 (農)中寺ファーム・(農)ひがしはた・(農)大瀬川 (有)アグリスト・(有)太陽商会・(有)田鎖農園 (農)東中島・(株)さつまファーム
	そば(加工)	(農)大興寺農産
	いちご	(株)いちごハウス高橋農園
	リンドウ(苗、切り花)	(株)T & Gパイオナーサリー
大迫	米、雑穀、野菜	(農)早池峰
	麦	(株)やなぎやのうえん
東和	米、大豆、ハトムギ、野菜	(農)プロファーム石鳥岡・(農)町井アグリフレンドファーム (同)有郷・(同)アグリフロンティア
	和牛繁殖、肥育	(農)泥金山酪農センター
	花き、花木	(有)及川フラグリーン
	マコモダケ	(株)まほろばの里
肥育牛	(有)うしちゃんファーム	

※「農業法人」とは法人形態によって農業を営む法人の総称で、「農事組合法人」「会社法人」など様々な形態がありますが、その中でも要件を満たし「農業経営を行うために農地を取得できる農業法人」のことを『農地所有適格法人』といいます。平成28年度4月1日の改正農地法により、この呼称に変わり、要件も緩和されました。